九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

戦間期における関東軍の駐兵問題の史的展開 : 日中陸軍共同防敵軍事協定から日「満」守勢軍事協定へ

後藤, 啓倫

https://hdl.handle.net/2324/1500485

出版情報：九州大学, 2014, 博士（法学）, 課程博士
バージョン：
権利関係：やむを得ない事由により本文ファイル非公開（3）

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

学位申請者　　後　藤　啓　倫

論文調査委員　　主査　熊野　直樹
副査　大河原伸夫
副査　李　　弘杓

論文題名：　　戦間期における関東軍の駐兵問題の史的展開

―日中陸軍共同防敵軍事協定から日「満」守勢軍事協定へ―

本論は、日本陸軍の対満洲政策の執行機関である関東軍に焦点をあて、日中陸軍共同防敵軍事協定の締結から日「満」守勢軍事協定の締結に至る過程を中心に、関東軍の駐兵問題の史的展開を、駐兵問題の解決の仕方に注目しながら、膨大な量の一次史料と関連文献を駆使しながら検討した実証研究である。本論は、柳条湖事件や「満洲国」建国の意味を、1910 年代後半から 1930 年代初頭までの関東軍と現地政権との関係の分析によって新たに問い直した労作である。

本論は、序論、第 1 章～第 9 章、結論からなる。まず序論では、問題の所在と課題が明確に提示され、その上で当該テーマに関する丁寧かつ適確な研究史の整理がなされている。

第 1 章は、関東都督府官制の制定から寺内内閣における官制改正までを取り上げている。そこでは、関東都督が満鉄附属地外への行軍という観点から領事官に対する指揮監督権がないことを問題としており、この行軍問題が、都督の領事官に対する指揮監督権の付与をめぐる関東都督府官制改正問題における陸軍と外務省との対立へと至る過程が詳細に描かれている。

第 2 章では、日中陸軍共同防敵軍事協定締結に至る過程が広範な史料的基盤に依拠して分析される。同協定並びに実施に関する詳細協定によって、関東都督が満鉄附属地外への行軍に関して領事館をバイパスして中国側と直接交渉できる外交事項上の権限を手に入れたことが明らかにされる。こうして陸軍はシベリア出兵に伴う関東都督の軍隊による満鉄附属地外への行軍問題を解決したことが指摘される。

第 3 章では、関東都督府の解体と関東軍の独立の過程が詳細に分析されている。原敬首相と田中義一陸相によって関東都督府が分離解体された。こうして新たに関東庁が設立され、関東軍が制度的に独立した。その結果、関東軍の独立は、陸軍が従来求めていた満洲における駐兵権と軍事行動の自由をもたらすことになったことが強調される。

第 4 章では、日中陸軍共同防敵軍事協定の廃止と北満駐兵問題が緻密に検討される。ここではとりわけ日中陸軍共同防敵軍事協定廃止に伴う北満駐兵継続問題が取り上げられ、陸軍と関東軍が「覚書」を残すことには成功しなかったものの、「口頭上の相互の諒解」を取り付けることによって、北満駐兵を中国側に「黙認」させた史実が明らかにされる。こうして関東軍は統帥権の機能を活用して、張作霖を「提携」相手とすることで駐兵問題を解決したことが強調される。

第 5 章では、ワシントン会議と在中国外国駐屯軍問題が取り上げられる。ワシントン会議を経て北満撤兵が決定された後、北満における特務機関存置問題が浮上する。同問題に対して外務省は当初反対論を展開するが、妥協する方法に傾いた。しかし両者間で決着がつかないなかで、特務機関が既成事実として残されていった過程が明らかにされている。その結果、関東軍は、北満から撤退を余儀なくされたものの、ワシントン会議における中国全権の撤兵要求を拒むことで、同会議以降も継続して駐屯していた事実が明らかにされている。

第 6 章では、治安維持と関東軍について検討される。ここでは、関東軍は駐兵の条約上の根拠が揺らぐなかで、同軍の条約上の駐兵根拠と、これまで駐兵問題解決に利用してきた「提携」相手の張作霖を失わないために、統治機関としての機能を活用し、満洲の治安維持軍を任じていたことが指摘されている。

第 7 章では、独立政権樹立論の登場と張作霖爆殺事件が取り上げられる。関東軍の条約上の駐兵問題が浮上しているなか、張作霖が関東軍の「意の儘に動」かなくなったことで、新たな「連携」相手として「意中の人物」を「推戴」し、

さらには新たな独立政権樹立論が登場する過程が実証的に明らかにされる。張作霖爆殺以降、新たな「連携」相手と関東軍がみなしていた張学良が蒋介石に帰順することによって、関東軍がこれまで採用してきた「提携」相手との「口頭上の相互の諒解」による駐兵問題の解決方法が破綻したことが強調される。

第8章では、柳条湖事件の勃発に至る経緯が関東軍の駐兵問題の観点から詳細に明らかにされる。関東軍はそもそも外交交渉による満蒙問題の解決は、関東軍の駐兵権の放棄をもたらす可能性があると考えていた。そこで関東軍では独自に満蒙問題の解決に向けて石原莞爾を中心に満蒙領有論が検討された。さらには独立政権樹立論や独立国建設論も同時に検討されており、これらの満蒙問題解決策において関東軍が達成しようとしていた目的の一つに、まさに満洲における関東軍の駐兵権と軍事行動の自由の確立が含まれていた事実が明らかにされている。

第9章では、日「満」議定書と日「満」守勢軍事協定の締結過程が実証的に明らかにされる。ここでは、関東軍がこれまでの北満駐兵継続交渉の経験を踏まえ、溥儀を駐兵問題解決のための新たな「提携」相手として書翰を書かせ、これを「後証」として日「満」議定書と日「満」守勢軍事協定を締結させたことが明らかにされる。こうして関東軍は満洲における駐兵権と軍事行動の自由を再び確立したことが強調されている。

結論では、本論を通じて明らかになった重要な史実が要領よくまとめられた上で、日中陸軍共同防敵軍事協定から日「満」守勢軍事協定へと至る過程が、関東軍にとって、当初一時的に享受していた関東軍の満洲における駐兵権と軍事行動の自由の喪失とその奪回の過程であったことが指摘されて、本論は締めくくられている。

本論の特長の一つは、その丁寧かつ綿密な研究史整理にある。当該研究テーマに関連する重要な研究をほぼ網羅し、これらを適確に批評した上で、研究史上の課題を説得的かつ明快に提起している。そのなかで本論のテーゼが適確に位置づけられている。さらに本論は、テーマに関連する膨大な量の原史料、刊行史料、同時代文献などをきわめて広範に収集し、これらの史料に依拠して厳密な史料批判とその上での緻密な史料解釈がなされている。史実の一つ一つが一次史料に基づいて、しかも関連する重要な研究上の論点をも踏まえて適確に再構成されている。以上の意味で、本論はきわめて手堅くかつ緻密な実証研究に仕上がっている。

本論の研究史上の意義としては、1910年代後半から1930年代初頭までの満洲における関東軍の駐兵問題の史的展開を丹念に、これまで着目されてこなかった多くの原史料に基づきながら再検討し、しかも数多くの重要な史実を発掘している点である。こうした史実に基づいて本論では、関東軍の満洲における駐兵問題を、1918年2月に締結された日中陸軍共同防敵軍事協定から1932年9月締結の日「満」守勢軍事協定に至る長いタイムスパンのなかで新たに位置づけ直している。日中陸軍共同防敵軍事協定と日「満」守勢軍事協定とを有機的に関連づけ、その過程が関東軍にとっては一時的に享受していた駐兵権と軍事行動の自由の喪失とその奪回のプロセスであったことを実証したことが本論の最大の意義である。この見解は、1910年代後半から1930年代初頭までの時期を取り上げ、その期間における関東軍の駐兵問題の展開を詳細に追うことによって初めて可能になったものである。

本論のさらなる特長は、日本陸軍の対満州政策を、中央における政策決定過程だけではなく、その執行機関である現地の関東軍の動向に着目し、それと現地の地方政権との関係を従来使用されてこなかった多くの史料に基づいて、実証的に明らかにした点である。その際、日中陸軍共同防敵軍事協定廃止後に、関東軍と張作霖とが文書による諒解ではなく、「口頭上の相互の諒解」を取り付けることで、駐兵権を維持していたことを明らかにした意義は大きい。しかも関東軍が何故、柳条湖事件後に溥儀との関係において、「一札」、すなわち書翰を取り付けるのにこだわったのかという理由も説得的に解明しており、この点も本論の特長として指摘できる。

本論の主な意義ないしは特長は以上の通りであるが、今後の課題として幾つか指摘し得る。

本論は主に関東軍側からの分析であるが、現地の地方政権側、特に張作霖の対日政策の分析や張作霖が「口頭上の諒解」にこだわった理由の解明が今後の課題として指摘できよう。次に、本論では石原莞爾を中心とした関東軍参謀らの軍事構想の来歴が正面からは分析されなかったが、彼らの軍事構想における関東軍の駐兵問題の位置づけを今後明らかにする必要があろう。最後に、本論では統帥権が多義的に使用されており、制度上における統帥権発動の定義、さらには統帥権発動時における陸軍大臣と外務大臣との制度上の関係がやや曖昧であり、この統帥権なる用語のさらなる分類整理が今後の課題として指摘できよう。しかし、これらはすべて今後の研究課題に属するものであり、本論の論旨や論証に直接関わるものではなく、本論の博士論文としての価値を決して減ずるものではない。

以上により、本学位申請論文は、調査委員全員一致して、博士（法学）の学位を授与されるに値すると認定する。